

平成30年度予算見積調書

課室名：障害者福祉推進課
 担当名：総務・障害福祉担当
 内線：3306

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B84	発達障害地域療育センター事業		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	発達障害者支援体制整備事業費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	発達障害者支援法第3条、第6条、第13条		宣言項目	06 次代を担う人財育成		
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援		
1 事業の概要 児童発達支援センター等を運営する法人に作業療法士等の専門職を配置した地域療育センターを障害保健福祉9圏域に1か所ずつ設置し、各圏域における療育体制の充実を図る。 (1) 発達障害地域療育センター事業 115,560千円			5 事業説明 (1) 事業内容 児童発達支援センター等に運営を委託し、作業療法士等の専門職を配置して、発達障害の特性が気になる子供に対し個別療育及び親支援等を実施する。また、開設から1年を経過した3つのセンターについては、他のセンターと同様、新規の子供の利用を可能とするため、利用期限を原則1年とし、専門職1名を増員のうえ地域支援も実施する。 (2) 事業計画 地域療育センターの運営 平成30年度：9か所 平成29年度：9か所 平成28年度開設：3か所（南部、川越比企及び北部） 平成27年度開設：6か所（南西部、県央、東部、利根、西部及び秩父） (3) 事業効果 ①中核発達支援センターの利用待機が解消される。 ②発達の特性が気になる子供が早期に必要な個別療育を受けられる。 <地域療育センターの利用者数> 平成28年度：延べ6,701人 実人数943人、平成27年度：延べ2,910人 実人数517人 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 児童発達支援センター等を運営する社会福祉法人やNPO法人等に運営を委託する。 (5) その他【変更点】 子供が日頃利用している地域の支援機関（保育所・幼稚園・学校等）に支援を移行できるように、個別療育で把握した子供の支援方法を伝える地域支援を重点・強化する。このため、9か所すべてで地域への移行を促進するため、新たに3か所（南部、川越比企及び北部）でも専門職1名を増員のうえ地域支援を開始する。併せて、個別療育を行う専門職数を見直す（2名→1.55名）。 3センター：2名（個別療育2名） → 2.55名（個別療育1.55名＋地域支援1名） 5センター：3名（個別療育2名＋地域支援1名） → 2.55名（個別療育1.55名＋地域支援1名） 1センター：2名（個別療育1名＋地域支援1名） → 1名（個別療育・地域支援1名）					
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/2、県1/2)								
3 地方財政措置の状況 (区分) 社会福祉費 (細目) 障害者自立支援費 (細節) 障害者自立支援費 (積算内容) 地域生活支援事業費等補助金								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.1人=10,450千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	115,560	国庫支出金					57,780	△8,640
前年額	124,200						62,100	